

左の通にして、之が解決と共に前項の告訴狀も夫々告訴人より之を取下け、且つ争議團側に於ては同六時解散式を行ひ一直方市民諸君に告ぐト感謝ビラ五百枚を沿線一帯に撒布した。

覺書

一、自動車賣買價格
二、〇七五圓 江藤武雄
二、八一〇圓 有吉年雄
七八七圓 江藤正義
二一二圓 松尾永三郎
四三七圓 西勝郎
二二〇圓 宮田田錄
合計金八千七百參拾參圓也

二、慰勞金

右七名に對し合計金貳千參百圓也

三、右解決の上は

- 1、自動車收入金額は會社に直ちに引渡す事
- 2、雇傭者（現在届出手續を了し使用せる者に限る）は希望に限り別に定むる會社との契約に依り使用する、會社に引渡すものは一切解決と同時に（金錢上の譲渡を了したる時）現狀の儘引渡すものとす
- 3、事故費積立金は精算の上引渡すものとす
- 4、自動車引渡期日は昭和九年七月二十一日自動代及慰勞金と計算して双方異議なく之を了するものとす
- 5、本件解決の上は雇傭者より如何なる事由あるも要求